



(2) 計画の期間

この計画の期間は、2018年（平成30年）度から2022年度までの5年間とします。
また、計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを実施します。

■計画の期間



(3) 計画の策定体制

計画の策定にあたって、住民の意見・意向を十分に把握し、地域の主要な課題や特性を明らかにした上で計画の策定をすすめるため、様々な調査・分析などを実施しました。

■第3期 南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の体制

